

お知らせ

要介護認定を受けられた方へ

介護保険でサービスを利用するためには、あらかじめサービス計画（ケアプラン）を作成することが必要です。

■どうやって作成するの？

在宅で介護サービスを利用する場合、ご自身でケアプランを作成するか、下記の事業所のケアマネジャーへ作成を依頼することができます。（作成料の自己負担はありません）

施設に入所されている場合は、その施設に所属するケアマネジャーが作成しますので、届出は必要ありません。

■ケアマネジャーとは？

あなたの心身の状態や家庭の状況等に応じて必要なサービスを検討し、ケアプランを作成します。

■必要な手続きの流れは？

- ①下記の事業所へ作成依頼の相談をお願いします。
- ②相談後、同封の「居宅サービス計画作成依頼届出書」に必要事項を記入し、提出をお願いします。※介護保険被保険者証の持参をお願いします。

事業所名	所在地	電話番号	備考
あけぼの居宅介護支援事業所	〒786-0007 古市町6番12号	22-1321	大西病院 内
居宅介護支援事業所 りょくりん	〒786-0018 仕出原496番地1	22-2181	緑林荘 内
しまんと町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所 窪川	〒786-0004 茂串町11番30号	22-1195	しまんと町 社会福祉協議会 内
しまんと町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所 西部	〒786-0301 大正32番地1	27-1177	しまんと町 社会福祉協議会 大正内
居宅介護支援事業所 仁井田	〒786-0021 仁井田949番地3	22-9555	仁井田の郷 横
居宅介護支援事業所 といろ	〒786-0013 琴平町3番8号	29-6112	

（裏面へ続く）

■小規模多機能型居宅介護について

小規模多機能型居宅介護とは、サービス利用者の状態や選択に応じて、「通い」「泊まり」「訪問」の3サービスを柔軟に組み合わせて提供する在宅介護サービスを受けられる場所のことで、四万十町には「小規模多機能ホーム 香月」があります。サービス利用を希望される方は、担当ケアマネジャーが計画を作成しますので、ご相談ください。

事業所名	所在地	電話番号
小規模多機能ホーム 香月	〒786-0011 香月が丘7番30号	22-5666

■居宅サービス計画作成依頼届出書 提出先

窪川地域の方	本庁 高齢者支援課 電話：0880-22-3900	四万十町琴平町16番17号
大正地域の方	大正地域振興局 町民生活課 電話：0880-27-1212	四万十町大正380番地
十和地域の方	十和地域振興局 町民生活課 電話：0880-28-5112	四万十町十川145番地3

「より安全な生活が送れるように住宅を改修したい」、「自立した生活を送るための福祉用具を購入したい」場合も、事前にご相談下さい。